



母子・父子家庭などの  
児童入學仕度金の支給

対象 平成15年4月に小・中学校に入學する児童のいる世帯（生活保護世帯は対象外）  
支給額 1万円/児童一人  
期間 3月3日（月）～3月20日（木）  
必要なもの 印鑑 保護者名義の銀行預金通帳 戸籍謄本（児童扶養手当を受けている人は「児童扶養手当証書」、児童の父の死亡により遺族年金を受けている人は「遺族年金証書」を持参して下さい。）  
この場合、戸籍の謄本は必要ありません。）  
なお、この他にも証明書が必要になる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。  
問い合わせ先 児童家庭課  
（20 3179）

軽自動車の廃車  
・各義変更の届け出

軽自動車税は、四月一日現在で軽自動車、二輪車などを所有している人にかかります。売り渡しや廃車をした場合は、早めに届け出をしてください。  
届け出場所 125cc以下の原動機付自転車・農耕車などノ市民税課（20 3123） 軽自動車・250cc以下の二輪車/軽自動車協会（安長・28 7021）  
250ccを超える二輪車/自動車整備振興会（丸山町・23 3271）  
4月1日（火）までに届け出がない場合は、平成15年度分軽自動車税がかかります。  
高年齢者などのマッサージ費を助成します  
高年齢者や障害のある人のほり、きゆう、マッサージの施術に必要な費用の一部を助成します。  
対象者 所得税非課税で70歳以上の人 65歳以上で身体障害等級が1～3級・4級の一部の人

助成内容 1回当たり1000円以内を助成（年12回以内）  
申し込み先 健康対策課（さざんか会館4階・20 3193）

転入・転出時は  
水道局へ届け出を

次の場合、3～4日前までに水道局まで連絡してください。  
家の新築・転居などで新しく水道を使用するとき

転居のため、水道の使用をやめるとき  
家の改築や長い間留守にするなど、しばらくの間水道を使用しないとき  
使用者や所有者の名義を変更するとき  
届け出の際には、使用水量のお知らせや領収書などに記載されている「水栓番号」をお知らせください。  
問い合わせ先 水道局営業課  
料金係（53 7922）

支援費の支給申請はお済みですか

4月1日から、身体障害のある人や知的障害のある人の福祉サービス（障害のある子どもの在宅福祉も含む）の大部分が、措置制度から支援費制度に変わります。支援費制度のサービスの利用を希望する人は、支給の申請を行い、受給者証の交付を受けることが必要です。（支援費制度の対象とならないサービスは、これまでと同様の手続きで利用できます。）

支援費制度の対象となる福祉サービス

区分	支援費の種類	福祉サービスの種類
身体障害のある人	居宅生活支援費	居宅介護（ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス） デイサービス 短期入所（ショートステイ）
	施設訓練等支援費	更生施設（入所・通所） 療護施設、授産施設（入所・通所）
知的障害のある人	居宅生活支援費	居宅介護（ホームヘルプサービス） デイサービス 短期入所（ショートステイ） グループホーム
	施設訓練等支援費	更生施設（入所・通所） 授産施設（入所・通所） 通勤寮
障害のある子ども	居宅生活支援費	居宅介護（ホームヘルプサービス） デイサービス、短期入所（ショートステイ）

問い合わせ先 福祉課（20 3181）